

## 大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案

## 1. 目的

学修者本位の観点から、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みとするため、最低基準性を担保したうえで、大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動が行えるよう、大学設置基準等の改正を行う。

## 2. 基本的な考え方

「学修者本位の教育の実現」の考え方を踏まえた質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」の観点を踏まえ、大学設置基準等について、3. の改正を行う。

## 3. 主な改正内容案

## 一 総則等理念規定の明確化

大学教育は3つのポリシー（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」）に基づいて行われるものであることや内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にするため、次に掲げる改正を実施する。

- (1) 入学者選抜（第2条の2）及び教育課程の編成（第19条第1項）について、学校教育法施行規則に定める3ポリシーに基づき行うものとするを明確化するよう改める。
- (2) 総則の理念（第1条第3項）について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえ、不断の見直しを行う旨明確化を行うよう改める。

## 二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

教員組織（第7条）、事務組織等（第41条、第42条、第42条の2）と分かれている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働（第2条の3）の規定を整理し、第三章へ一体的に規定することにより、教員と事務職員等が一体となって教育研究等の運営に携わることを明確化する観点から、次に掲げる改正を行う。

- (1) 「教員組織」（第7条第1項）について、事務職員等も参画し教育研究活動を行うことを明確化する観点から、「教育研究実施組織」に改め、大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする旨の規定を置く。
- (2) 教育研究実施組織において、教員と事務職員等の連携・協働（第2条の3）の規

定の趣旨を取り込みつつ、教員の役割分担と連携のみを規定している現行の教員組織に係る規定（第7条第2項）を改め、大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする旨の規定を置く。

- (3) 事務組織に並ぶ形で規定されていた厚生補導を行う組織（第42条）について、組織規定の一体的整理及び厚生補導の役割を明確化する観点から、大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨の規定を置く。
- (4) 事務組織（第41条）について、組織規定の一体的整理及び今日の事務組織が果たす役割を明確化する観点から、大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする旨の規定を置く。

### 三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

「一の大学に限り、専任教員となる」旨の現行の専任教員に係る規定（第10条、第12条、第13条等）について、クロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点及び質保証の観点を踏まえ、これらを改め、新たに「基幹教員」として教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担うことなど定義を明確化したうえで、最低必要教員数（第13条、別表第1、別表第2）の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、授業科目の担当（第10条）について、主要授業科目は基幹教員に担当させるものとするなど、次に掲げる改正を実施する。

また、授業科目の担当（第10条）に関し、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（スチューデント・アシスタント）などの指導補助者についても条文上明示的に規定するとともに、現在、分かれて規定されている教職員の研修等に係る規定（第25条の3（FD）、第42条の3（SD））を一体的に規定し、指導補助者についても必要な研修を行うものとする。

- (1) 現行の専任教員規定（第12条）に代えて、授業科目の担当（第10条）について、大学は、
- ・教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）については、原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの）に、
  - ・主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に

それぞれ担当させるものと改める。

(2) 質保証の観点から、最低必要教員数（第 13 条、別表第 1、別表第 2）の算定に当たっては、

- ・4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする、
- ・一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとするとともに、収容定員が別表に定める数に満たない場合に兼任の教員に代えられる教員数（現行制度は2割の範囲内）と併せて4分の1の範囲内とする、
- ・別表第2に定める基幹教員数には、別表第1の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする

旨を定める（別表第1、別表第2の備考）。

また、関連して、専門職学科における実務の経験等を有する専任教員（第42条の6）について、「基幹教員」と改めるとともに、いわゆる「みなし専任教員<sup>(注)</sup>」（同条第3項）については、質保証の観点から、上記の複数の学部において8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員等と併せて4分の1の範囲内とする。

(注) 現行規定（第42条の6）では、必要専任教員数のおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとされている。

(3) 授業科目の担当（第10条）に関し、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（チューデント・アシスタント）などの指導補助者についても条文上明示的に規定する観点から、大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員又は当該大学の学生その他の大学が定める者（指導補助者）に補助させることができるとともに、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる旨の規定を置く。

(4) 教職員の研修等に係る規定（第25条の3（FD）、第42条の3（SD））をまとめて規定する。

(5) 質保証の観点から、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行う旨の規定を置く。

#### 四 単位数の算定方法

単位の計算方法（第21条第2項）について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする現行の規定を踏襲したうえで、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間の範囲で大学が定めることとするため、次に掲げる改正を実施する。

- (1) 単位の計算方法について、「講義及び演習」と「実験、実習及び実技」に分けて定めている現行の規定を改め、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算する旨の規定を置く。

## 五 校地、校舎等の施設及び設備等

施設設備については、客観性の確保や先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）の観点から、次に掲げる改正を実施する。

- (1) 校地（第 34 条）について、学生の休息のみを例示している現行の規定を改め、教員と学生、学生同士の交流の場としての校地（空地）の役割についても明確化する。
- (2) 運動場（第 35 条）や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他厚生補導施設（第 36 条第 5 項）について、個々に「原則として」又は「なるべく」備えると書き分けている現行の規定を改め、必要に応じ設ける施設として一般化し、大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする旨の規定を置く。
- (3) 校舎等施設（第 36 条）については、校舎に備える個々の室の名称を号に分け、会議室、学生自習室、学生控室などを含め詳細に掲げている現行の規定を改め、教育研究上の機能として必要となる教室（同条第 3 項）、研究室（同条第 2 項）等は引き続き列記しつつ、必要な施設を備えた校舎を有することとして一般化し、大学は、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨の規定を置く。また、研究室（同条第 2 項）は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする規定へと改める。
- (4) 図書及び図書館（第 38 条）については、電子化、IT 化の進展や今日の図書館の役割を踏まえた規定に見直す観点から、閲覧室、整理室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定（第 38 条第 4 項、第 5 項）については削除するとともに、教育研究を促進するため、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生並びに教員及び事務職員等へ提供するものとする事、また、図書館の機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨の規定を置く。

## 六 教育課程等に係る特例制度

教育課程等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところに

より、特例対象規定（第 19 条第 1 項（自ら開設の原則）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 28 条、第 29 条第 2 項及び第 30 条第 4 項（単位互換等の 60 単位上限）、第 32 条第 5 項（遠隔授業の 60 単位上限）若しくは第 6 項（連携開設科目に係る 30 単位上限）、第 37 条（校地面積基準）、第 37 条の 2（校舎面積基準）、第 41 条第 3 項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等。基幹教員数に係る部分を除く。）、第 42 条の 8（専門職学科に係る入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第 45 条第 1 項から第 3 項まで（共同学科に係る卒業要件の単位上限）、第 47 条（共同学科に係る校地面積基準）、第 48 条（共同学科に係る校舎面積基準）、第 52 条第 2 項（国際連携学科に係る共同開設科目の単位認定上限）、第 54 条第 1 項若しくは第 2 項（国際連携学科に係る卒業要件の単位上限）、第 56 条の 6（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地面積基準）又は第 56 条の 7 第 2 項若しくは第 3 項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎面積基準））の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設する。

また、文部科学大臣の認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨の規定を置く。

※特例の認定に係る認定の基準、認定の申請、認定の手続等、公示、申請計画書の内容変更、実施状況報告書等、報告の徴収等、措置の要求、認定の取消し、認定期間に係る特例については、告示等において別に定めるものとする。

## （告示骨子案）

### 【1】認定基準

- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価（学校教育法第 109 条第 3 項の規定により受けるものを除く。）において適合認定を受けていること
- ・申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
  - －法令の規定、寄附行為又は定款等に違反したこと
  - －財政状況が健全でなくなったこと
  - －上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと
- ・申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること
  - 申請目的
  - 先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（学部等）
  - 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
  - 先導的な教育の実施内容
  - 先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠

- 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
  - 実施予定期間
  - 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画
- ・申請計画書の内容が確実に実施されると見込まれること

## 【2】認定の申請

- ・認定を受けようとする大学等の学長（又は校長）は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類※（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請すること

※インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能

## 【3】認定の手続等

- ・文部科学大臣は
    - 申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、申請大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知する
    - 認定を行うに当たっては、有識者会議（※中央教育審議会大学分科会下に常設の会議を置くことを想定）の審査を経て、認定を行う（認定期間を延長するときも同様）
    - 認定を行う場合においては、申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定める
    - 先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる
    - 認定を受けた大学等（教育課程等特例認定大学等）が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる
- こととすること

## 【4】公示

- ・文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用等によりその旨を公示すること（※認定期間の延長、変更届出、認定取消の時も同様）

## 【5】申請計画書の内容変更

- ・教育課程等特例認定大学等は、申請計画書に記載した事項（先導的な教育を行う学部等、特例対象規定）を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならないこと
- ・教育課程等特例認定大学等は、申請計画書に記載した事項（先導的な教育を行う学部等、特例対象規定以外の事項）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと（※ただし、文部科学大臣が別に定める軽微な変更については、この限りでない）

#### 【6】実施状況報告書等

- ・教育課程等特例認定大学等は、毎計画年度実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後 3 月以内に提出しなければならないこと（※インターネットの利用により当該書類を公表している場合は提出省略可能）
- ・教育課程等特例認定大学等は、認定期間終了後 3 月以内に、教育効果検証報告書を作成し提出しなければならないこと

#### 【7】報告の徴収等

- ・文部科学大臣は、先導的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、教育課程等特例認定大学等に対し、当該教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができること

#### 【8】措置の要求

- ・文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、教育課程等特例認定大学等に対し、当該教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができること

#### 【9】認定の取り消し

- ・文部科学大臣は、大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならないこと
- ・文部科学大臣は次のいずれかに該当するときは、有識者会議（中央教育審議会大学分科会下に常設の会議を置くことを想定）の審査を経て、認定を取り消すことができること
  - 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき
  - 先導的な教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき
  - 認定を受けなければならない事項を認定を受けないで変更したとき
  - 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
  - 報告若しくは資料の提供をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は調査に応じなかったとき
  - 当該教育の実施に関し必要な措置をとらなかったとき
  - 法令の規定、寄附行為又は定款等に違反したとき
  - 認定された後に行われた認証評価（学校教育法第 109 条第 3 項の規定により受けるものを除く。）において適合認定を受けられなかったとき

#### 【10】認定期間に係る特例

- ・教育課程等特例認定大学等が認定を受けた日から認定期間の末日までの間に入学し、

先導的な教育を行う学部等における先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る先導的な教育を継続することができること（※認定を取り消された場合についても同様とすること）

## 七 大学設置基準のその他の改正事項

- (1) 1年間の授業期間（第22条）について、定期試験等の方法も多様化していることや1年間の授業期間に試験が含まれることは明らかであり、「定期試験等の期間を含め」を削除し、1年間の授業期間は35週にわたることを原則とする。
- (2) 各授業科目の授業期間（第23条）について、現行の3学期制、2学期（セメスター）制に加え、4学期（クォーター）制も加えて例示し、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- (3) 単位の授与（第27条）について、「試験の上単位を与える」との現行の規定を改め、現行認められている多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化するため、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- (4) 卒業要件に定める在籍年数（第32条第1項、第2項、第3項、第4項）について、修業年限は法律により規定されており、「おおむね4年」の期間を指すものであって厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化するように在籍年数の規定を削除し、併せて大学が定める要件を満たす旨の規定を置く。
- (5) 専門職学科における授業を行う学生数（第42条の10）について、同時に授業を行う学生数は40人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合であることを明確化するように改める。

## 八 大学通信教育設置基準の改正

印刷教材等による授業に関し、物理的方法のみならず、クラウドを含むインターネット等による教材提供が可能である旨を明確化するとともに、放送授業に関し、オンデマンドでの映像教材配信などのインターネット等を通じた映像、音声等の提供が含まれることを明確化するように改正を実施する。

## 九 本省令案の附則

本省令案の附則として、以下の趣旨の規定を置く予定。

- ・ 基幹教員に関する各規定、校舎（第36条第1項）及び研究室（第36条第3項）には経過措置を設けること
- ・ 令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
- ・ 令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
- ・ 令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること



- ・単位制度（第21条第2項）については、他の省令整備もあることから、公布から施行まで一定の期間を空けること

※その他、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

ただし、大学院設置基準、専門職大学院設置基準においては、六の教育課程等に係る特例制度について、特例対象規定には大学院や専門職大学院では基準が設けられていないものも多く含まれていることや、その他の特例対象規定の多くは自大学以外での単位認定の扱いを更に弾力化するものであるが、大学院の修了要件が学部の卒業要件と比べると4分の1未満であり、大学院等の現行基準において認められている単位認定の弾力的な取扱状況に鑑み、今回の改正は見送ることとする。また、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。